

道路・公園・広場など公共の場所で病気やけがを負った犬や猫など（負傷動物*）やその死体を発見した人は、所有者が判明しない場合、都道府県等に通報するように努め、都道府県等は負傷動物やその死体の収容を行います。

都道府県等は、引取りなどで収容された犬や猫について、元の飼い主に返したり、飼い主が分からないものは新たな飼い主に譲渡するように努めます。

* 犬猫以外の対象となる負傷動物の種類は都道府県等により異なります。

(8) 動物愛護週間と普及啓発

国や都道府県等は、学校、地域、家庭などへの教育活動、広報活動を通じて、動物の愛護と適正な飼養の普及啓発を行います。また、毎年9月20日から26日を動物愛護週間とし、さまざまな行事が実施されます。



(9) 動物愛護管理基本指針と推進計画

国は「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（動物愛護管理基本指針）を定めています。これは、国の施策の基本的方向性と中長期的な目標を明確にして、計画的で統一的な施策の遂行等を目的としています。

都道府県は基本指針に即し、地域の実情に応じて「動物愛護管理推進計画」を定めます。この推進計画は10年計画として策定されています。

動物愛護管理基本指針（国） ※平成25年改正

[構成]

- 1) 動物の愛護及び管理の基本的考え方
- 2) 今後の施策展開の方向
- 3) 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項
- 4) 動物愛護管理基本指針の点検及び見直し

[講ずべき施策]

- ・ 都道府県等の犬猫の引取り数について平成35年度までに平成16年度比75%減となる概ね10万頭を目指す
- ・ 所有者への返還や新たな飼い主への譲渡を進めて殺処分率の更なる減少を図る など